



年末手当 3.5ヶ月要求

国労東北自動車支部

発 責 北山修司
編 責 教 宣 部
NO.8
2013.11.6

11月6日(水)、自動車支部はジェイアールバス東北会社に対し、基準内賃金の3.5ヶ月分の支払いを柱に申し入れを行いました。
夏季手当回答において2.45プラス加算額7万円、契約社員については基本日額の23日分×1.87という大変不満の残るものとなっています。また、慢性的要員不足などにより職場は疲弊しています。いまこそ会社は満額回答をする時！



国労仙地申第 5号
2013年11月 6日

ジェイアールバス東北株式会社
代表取締役社長 諸 積 恒 雄 殿

国鉄労働組合仙台地方本部
執行委員長 大 沼 元

2013年度年末手当についての申し入れ

JRバス東北の「2012年度決算」は、増収・増益となり経営は順調に推移しています。

この1年間の世界経済の動きは、引き続き欧州圏の不良債権問題、米国の景気回復への動き、中国経済の安定化など不透明さはあるものの、緩やかに回復の兆しをみせています。

日本経済においても、金融緩和や経済対策など、政府の行った政策効果により、企業活動に明るさが見えはじめ、デフレ経済からの脱却に近づきつつあるとの見方もされていますが、私たち社員にとっては、景気上昇の実感が乏しい状況にあります。

これに追い打ちをかけるように、来月4月から消費税率が現行より3%引き上げられます。対応策としては、公共事業や企業向け減税が中心であり、家計向け支援は相対的に小規模となっていることをみても、消費税の引き上げは今後、私たちの生活を直撃することになり、将来への不安を更に増長させるものです。

2013年4月1日の新賃金改定においては、ベースアップゼロ、所定昇給のみの回答、夏季手当回答については2.45プラス加算額7万円という水準にとどまりました。

今や、年末手当は私たち社員にとって、生活費であるという状況を踏まえ、2013年度の年末手当について、下記の通り申し入れを致しますので、速やかに団体交渉を開催し、誠意ある回答を強く求めます。

記

1. 2013年度年末手当の支払額は、基準内賃金の3.5ヵ月分を支払うこと。
2. 2013年度年末手当の支払いについては、12月5日までに支払うこと。
3. 「成績率」の適用については、実施しないこと。
4. 契約社員については、社員に準じた取り扱いを行うこと。

公休や特休に臨時に勤務を命じて、後日、代休を与えた場合は、臨時に勤務した時間から、代休を与えた分の時間に見合う額が引かれることになっています。つまり、公休などの臨時の勤務は正規の勤務時間外の労働なので、一応、超過勤務手当(買い上げ)処理され、この超過勤務手当から代休を与え時間(七時間一〇分)についてA単価(一〇〇/一〇〇)が引かれる結果的に割り増し分が残ることになります。尚、公休の二週連続代休や公休の代休前後の公休買い上げはできませんので注意してください。

豆知識

交流会のお知らせ
12月8日～9日
浅虫温泉 海扇閣

尚、国労東日本本部は、10月22日にJR東日本会社に3.5ヶ月、12月5日支払い、エルダー社員の精勤手当基準定額単価5000円の引き上げを求め鋭意交渉中です。